平成２４年（フ）第２５２号
長崎県長崎市上小島１丁目４番27号　高比良コーポ202号、旧住所長崎県長崎市泉２丁目24番24―320号
債務者　奥　　保久
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
北海道旭川市永山１条22丁目３番６号
債務者　伊藤　祥昭
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
北海道岩見沢市上幌向町583番地105
債務者　三本　弘法
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　俊春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２２７号
札幌市中央区南13条西10丁目１番40号　ネスト南13条503号
債務者　松野　浩人
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３５号
北海道北広島市大曲中央１丁目８番地13　川岸アパート24号
債務者　水田　　聡
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７７３号
札幌市白石区東札幌５条２丁目２番16号　メイプルタウン210号
債務者　田口　博文
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２５号
札幌市豊平区月寒東２条４丁目９番４号第１四丁目ハイツ３号、申立時の住所札幌市白石区本郷通11丁目北１―２―206
債務者　大和田聡太
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２６号
札幌市中央区南13条西10丁目１番40号　ネスト南13条503号
債務者　大本　麻希
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
北海道爾志郡乙部町字緑町18番地の５
債務者　澤田　順一
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第１２号
北海道爾志郡乙部町字緑町18番地の５
債務者　澤田千佳子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第１１号
北海道網走市新町２丁目７番７号　秋山ハイツ２―G
債務者　菅原　重雄
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
群馬県高崎市倉賀野町1885番地２
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２０２号
群馬県高崎市並榎町94番地２　コーポいちくら202号
債務者　原田　陽輔
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２０９号
群馬県高崎市新町2046番地
債務者　武井伸一郎
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４８号
新潟県三条市桑切437番地５
債務者　目黒　結美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３３０号
静岡県沼津市今沢642番地の４　市営今沢団地Ａ４―203
債務者　早川　教子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９０号
名古屋市緑区横吹町2104番地の１
債務者　吉川　友惠
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部